

**「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現
に向けた提案・要望**

分野別提案・要望

分野2

生活の安心を高める分野

■ 地域医療体制の充実

【内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、観光庁】

県担当課：保健医療政策課、国保医療課
医療整備課、疾病対策課

1 基準病床数及び必要病床数の弾力的な運用

【厚生労働省】

◆提案・要望

一般病床及び療養病床の基準病床数及び将来の病床の必要量（必要病床数）について、算定した病床数の範囲内で、都道府県知事の裁量により一定数を特定の二次医療圏に配分可能な枠とすることにより、圏域を越えた高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備が可能となるよう、弾力的な制度の運用を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現行の制度では、一般病床及び療養病床の基準病床数及び将来の病床の必要量は、医療法に基づき二次医療圏ごとに算定し、既存病床数が基準病床数または必要病床数を上回る圏域では、新たな病床整備を行うことができない。
- ・ これは、圏域を越えた広域的な高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床であってもその例外ではなく、当該医療機関の属する二次医療圏の既存病床として扱われる。
- ・ 広域的な医療を行う医療機関の病床は、圏域を越えた医療を提供するため、病床過剰地域から非過剰地域へ誘導することを通じて病床の地域的偏在を是正するという、基準病床制度の趣旨にはなじまない面がある。
- ・ また、交通手段、通信手段、情報技術の進歩により、これまでよりも容易に圏域を越えた受診が可能となっている。
- ・ このため、高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備については、必ずしも二次医療圏単位で算定するべきものではなく、都道府県知事による弾力的な運用を可能とする必要がある。

◆参考

○二次医療圏ごとの基準病床数と既存病床数

(単位：床)

二次医療圏	基準病床数 ①	必要病床数 ②	既存病床数 ③	基準－既存 ①－③	必要－既存 ②－③
南部	4,671	5,025	4,459	212	566
南西部	4,604	4,777	4,500	104	277
東部	8,184	8,935	7,734	450	1,201
さいたま	7,566	7,664	7,825	—	—
県央	3,323	3,534	3,196	127	338
川越比企	7,111	7,652	6,786	325	866
西部	7,648	7,951	7,466	182	485
利根	4,284	4,630	4,077	207	553
北部	2,802	3,442	3,604	—	—
秩父	546	600	759	—	—
合計	50,739	54,210	50,406	1,607	3,804

※基準病床数、必要病床数は第7次埼玉県地域保健医療計画、既存病床数は平成29年3月末現在。

2 指定難病対策の推進

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 医療費助成の対象となる指定難病は、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高い全ての難病を対象とし拡大に努めること。
- (2) 難病患者である申請者の負担軽減や都道府県の事務負担の軽減を図るため、複雑化している申請・認定等の手続の簡素化を目的に制度の見直しを行うこと。
- (3) 医療受給者証への医療保険の所得区分の記載に関する事務は、申請者等が加入する保険者に対し個別に照会する必要があるなど、都道府県の負担が膨大なものであることから、受給者証への記載以外の方法を早急に考案し、当該記載を廃止すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）に基づく医療費助成の対象となる指定難病については、平成27年1月の第一次指定（110疾病）以降、数次の追加指定を合わせて331疾病に拡大されている。今後も要件を満たす疾病を対象とすることについて、国の取組の方向性が示されている。
- ・ 本県は独自に4疾病を対象に医療費助成を行っている。しかし、難病の医療費助成の対象疾病は都道府県ごとに異なることなく本来国の責任において実施することが患者間の公平性の観点からも適当である。
- ・ そこで、指定難病については、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保のため、患者数や客観的な診断基準の有無等の指定要件を満たす全ての疾病が対象となるよう今後も継続的に選定を行うことが必要である。
- ・ 難病法に基づく医療費助成制度は、申請等の手続が複雑であるため、難病患者である申請者の事情に配慮し手続の簡素化が求められている。
- ・ また、認定等の手続は、審査を必要とする臨床調査個人票（診断書）の内容が詳細かつ大量（指定難病ごとに様式が定められ頁数が異なる。4頁～16頁。平均9頁）であるほか、患者が加入する医療保険や世帯構成等により住民税額等の確認をする範囲が異なるなど複雑で、都道府県に審査・確認作業等の過重な事務負担が生じる内容となっている。
- ・ さらに、医療受給者証への医療保険の所得区分の記載に関する事務は、申請者等が加入する保険者に対し個別に照会する必要があるなど、都道府県の負担が膨大なものであるとともに、受給者証発行を含む標準処理期間の増加要因にもなっている状況にある。

◆参考（国指定難病数の推移）

区分	平成25年度	平成26年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		4～12月	1～3月	4～6月	7月～3月	4月～	4月～
	旧制度	第1次		第2次		第3次	第4次
疾病数	56	110		306		330	331

3 周産期医療体制の充実

【厚生労働省】

◆提案・要望

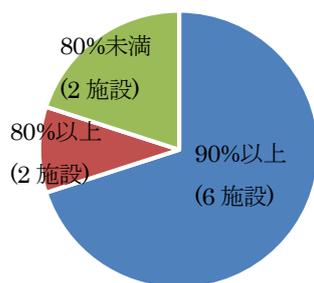
- (1) 周産期母子医療センターへの補助金については、現在の赤字補填から、黒字の医療機関についても業務実績に応じて交付できる制度にするとともに、勤務する医師・助産師・看護師等の処遇改善につながるような仕組みに改めること。
- (2) 医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金については、補助基準額の見直し、補助率の見直し、補助対象施設の拡大などにより、必要な施設・設備が整備しやすい制度に改めること。
- (3) 平時における迅速な患者搬送や災害時における「災害時小児周産期リエゾン」の活動に際しての、都道府県間の広域的な連携体制を整備する助成制度を創設すること。
- (4) 不法滞在者を含めた社会的背景のある妊産婦に係る未払医療費等について、広域的な対応を含めた補填制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、ハイリスク出産の割合が高い水準にある中、周産期医療施設が少ないことから、県内の周産期母子医療センターの新生児集中治療室（NICU）の病床利用率は平成25年度から平成29年度の平均が91%とほぼ満床状態が続いている。このため母体・新生児搬送の一部を近隣都県に依存している。
- ・ 周産期母子医療センターでは、従来からの産科医・小児科医不足により十分な体制が確保できていないにもかかわらず業務が増大し、過酷な勤務体制になっている。その結果、疲弊した医師が退職し、分娩取扱を制限せざるを得ない病院も出ている。
- ・ NICUの新設や大規模な増床を行う場合、あらかじめ看護師等スタッフを確保し、十分な研修を行う必要がある。しかし、財政的な負担が大きいことや、派遣研修の受入施設も少ないことから、新たにNICUを整備することが難しい状況にある。
- ・ 分娩件数、出生数は減少傾向にあるが、分娩取扱施設の減少する割合は分娩件数等の減少する割合を上回るため、今後、分娩取扱施設の整備を進める必要がある。しかし、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金については、県及び医療機関の負担が大きい等のため、整備のインセンティブになっていない。
- ・ 平時における迅速な患者の搬送や災害時における「災害時小児周産期リエゾン」が活動する際は、他都道府県との広域的な連携が必要となるが、広域的な連携体制の整備を促進する助成制度がなく体制整備が進んでいない。
- ・ 不法滞在者を含めた社会的背景のある妊産婦による未払医療費等が発生する中、未払医療費等の補填制度が整っていないことから、このような妊産婦の受入先の確保に時間を要している。特に、県外で受入先を探す場合に苦慮していることから、社会的背景のある妊産婦に係る未払医療費等について、広域的な対応を含めた補填制度が必要である。

◆参考

○周産期母子医療センターの病床利用率（平成25～29年度の平均実績）



病床利用率=年間延べ利用日数÷(365日×NICU数)

周産期母子医療センターに対する調査結果

○周産期母子医療センターの搬送受入件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
母 体	1,022	1,056	1,132
新生児	1,073	1,031	1,244

各年度埼玉県周産期医療体制整備事業実施状況報告

○分娩取扱医療機関（病院・診療所）、分娩件数、出生数の推移

年度	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	平成29年	H17を100としたときのH29の割合
病院	43	39	38	35	36	83.7
診療所	71	68	68	55	53	74.6
分娩取扱医療機関合計	114	107	106	90	89	78.1
分娩件数	60,643	61,312	58,923	56,596	53,732	88.6
出生数	59,731	60,520	58,059	55,765	53,069	88.8

分娩取扱医療機関数：厚生労働省 医療施設（静態・動態）調査

分娩件数及び出生数：厚生労働省 人口動態統計

4 結核病床の確保

【厚生労働省】

◆提案・要望

結核病床の運営が病院経営の圧迫にならないよう、空床に対する収入補助制度等、必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- 結核患者の減少及び入院治療の短期化により、結核病床の利用率が低下している。
結核病床は空床利用が認められていないため、病床の運営が病院経営を圧迫しつつある。このため、結核病床を廃止する医療機関が出ており結核病床数は減少している。
- 本県においては、平成24年及び平成28年に20床ずつ、更に平成29年に21床減少しており、今後もさらなる結核病床の廃止が予想される。
- このまま減少していくと、結核患者の集団発生に対応できなくなることや、新型インフルエンザのパンデミック時など他の感染症の流行時に結核病床の活用ができなくなることが懸念される。
- 結核以外の感染症病床の空床は一般病床として利用可能であり、空床に対する運営費補助がある。したがって、結核病床についても同様の補助が認められるべきである。

◆参考

○埼玉県における結核病床の利用状況

月	月末病床利用率
平成30年1月	22.5%
平成30年2月	25.2%
平成30年3月	28.5%
平成30年4月	26.5%
平成30年5月	25.8%
平成30年6月	28.5%
平成30年7月	39.2%
平成30年8月	36.9%
平成30年9月	30.0%
平成30年10月	33.1%
平成30年11月	31.5%
平成30年12月	31.5%

5 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法の見直し

【厚生労働省】

◆提案・要望

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、次のような方法を検討し、薬の有効利用及び財政負担軽減の点で、より効率的な備蓄制度を確立すること。

- ・最新の知見を踏まえ、更に流通備蓄を増やすなど効率的な備蓄方法を検討する
- ・完全な製品化をしない状態で業者が保管する
- ・廃棄ではなく医療従事者の予防投与用に活用する 等

◆本県の現状・課題等

- ・平成30年6月22日に、抗インフルエンザ薬の備蓄目標量を変更する旨の国の通知があり、新たな備蓄目標として、国と全都道府県でそれぞれ1,750万人分備蓄することとされた。
- ・今後、この目標に基づき備蓄を進めていく必要がある。

○新たな備蓄目標量（万人分）（平成30年6月22日の国通知による）

	タミフル		リレンザ	イナビル	ラピアクタ	計
	カプセル	ドライシロップ				
国	472.5	227.5	175	787.5	87.5	1,750
都道府県	472.5	227.5	175	787.5	87.5	1,750
流通備蓄	270	130	100	450	50	1,000
計	1,215	585	450	2,025	225	4,500

○本県の備蓄量（万人分）（平成31年3月末現在）

	タミフル カプセル	タミフル ドライシロップ	リレンザ	イナビル	ラピアクタ	計
埼玉県	76.0	18.49	29.92	1.27	6.6	132.28

- ・しかし、備蓄のためには相当な財政負担が必要であり、本県でも、備蓄を開始した平成18年度からこれまでの間に累計の購入費が約40億8千万円に上っている。
- ・一方、備蓄薬は、業者との購入時の契約上、政府行動計画に基づかない放出はできないこととなっている。
- ・このため、使用期限を経過した薬剤は、市場流通させずに焼却廃棄処分せざるを得ず、大きな資源及び財政の無駄が生じることとなる。

6 予防接種の速やかな定期接種化

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) ワクチン接種で防ぐことが可能な病気を予防するため、また接種に対する経済的負担の軽減を図るため、ワクチン接種に関して対象年齢、安全性、費用対効果などの議論を早急に進め、有効性及び安全性が認められたワクチンについては速やかに定期接種に位置付けること。

＜定期接種化を要望するワクチン＞

- ・おたふくかぜ予防ワクチン
- ・ロタウイルス感染症予防ワクチン
- ・帯状疱疹予防ワクチン

- (2) 接種の経済的負担の軽減や健康被害が生じた場合の救済の観点から、現在は任意接種となっている造血細胞移植を行った場合のワクチン再接種について、定期接種の対象とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 予防接種法の規定に基づき予防接種に関する基本的な計画が平成26年3月28日に告示、同年4月1日から適用され、この計画において、ワクチンギャップ解消のため「広く接種を推進していくことが望ましい」とされた七疾病のうち、定期の予防接種に位置付けられていない水痘、おたふくかぜ、B型肝炎及び成人の肺炎球菌感染症の四疾病については必要な措置を講じる必要があるとされた。
- ・ また、ロタウイルス感染症についても四疾病と同様に必要な措置を講じる必要があるとされ、さらに、新規ワクチンについて製造販売承認が行われた際には、国は速やかに当該ワクチンの法律上の位置付けについて必要な措置を講じるように努めると規定された。
- ・ こうした中、四疾病のうち水痘、B型肝炎、成人の肺炎球菌感染症については定期の予防接種となったが、おたふくかぜは未だ定期予防接種に位置付けられておらず、ロタウイルス感染症についても同様な状況である。
- ・ また、平成28年3月に水痘ワクチンに50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防に対する効能・効果が追加承認され、現在、国では定期接種化に対する議論を進めている。
- ・ 病気の発生・まん延防止及び県民の健康維持の観点から、ワクチン接種で防ぐことが可能な病気については有効なワクチンの活用を考慮すべきであり、今後、こうしたワクチンに関する議論を早急に進め、速やかに定期接種化に対する結論を出す必要がある。
- ・ また、小児がんの治療として造血細胞移植を行った場合、移植前の予防接種で得られた免疫が低下もしくは消失し、感染症に罹患する頻度が高くなる。そのため、造血細胞移植学会ガイドラインにおいて、移植後の予防接種により感染症の発症予防や症状の軽減が期待できる場合には、予防接種の実施が推奨されている。
- ・ 定期接種では、必要な費用について国から市町村に財政措置があり、健康被害が発生した場合には国による救済措置の対象となる。
- ・ 一方、予防接種法では、各ワクチンの接種回数が規定されており、規定回数を超える接種は定期接種の対象外となる。このため、同じワクチンの再接種は任意接種となることから、複数のワクチンを再接種する場合は高額となり、被接種者の負担が大きくなるものである。
- ・ 病気の発生・まん延防止及び県民の健康維持の観点に加えて、経済的負担の軽減や健康被害が生じた場合の救済の観点から、国においてワクチン再接種の定期接種化について検討されることが望ましいものである。

7 子宮頸がん予防ワクチン接種への対応

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応症例について十分な検証を行い、因果関係を解明するとともに、国民に対し速やかに分かりやすい情報提供を行うこと。
- (2) 子宮頸がん予防ワクチン接種との因果関係を否定できない健康被害に苦しんでいる方々に対して、早急に効果的な治療法を確立すること。
- (3) 子宮頸がん予防ワクチン接種と副反応の因果関係が明らかになった際には、速やかに国が責任を持って適切に補償すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 子宮頸がん予防ワクチンの予防接種については、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛及び運動障害を訴える方が、多数報告されている。
- ・ このため、平成25年6月14日、厚生労働省は、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の議論を受けて、定期予防接種としての積極的な接種勧奨を中止した。
- ・ しかし、引き続き厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において検討が続けられているが、未だ因果関係は解明されていない。
- ・ 現在、接種希望者に対しては、有効性とリスクについて周知を図っているが、国民の健康と安全を守るため、ワクチン接種と副反応の因果関係の一刻も早い解明が求められている。
- ・ 本県でも、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会埼玉支部が設立され、支援について相談が寄せられている。

◆参考

(1) 全国の副反応報告の状況

資料：第38回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（平成30年8月末現在）

医療機関等からの副反応報告	うち「重篤な症例」の報告
3,168件	1,820件

(2) 埼玉県内における副反応報告件数

(平成25年4月～31年3月)

医療機関からの副反応報告	保護者からの発生した症状の報告	主な副反応
41件*	18件	意識消失、発熱、痛み、しびれ、歩行障害、全身エリテマトーデス、全身の痛み、けいれん、震え

※厚生労働省からフィードバックされたもののみ集計

8 医療保険制度の見直し

【内閣府、総務省、財務省、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 国民健康保険制度が円滑に運営できるよう、今後も国の責任において、被保険者をはじめ広く国民に制度改正の主旨、内容等の周知を行うこと。
- (2) 市町村の国民健康保険運営協議会において、国保財政の健全化等の議論が十分に実施できるよう、都道府県の納付金等の算定期限を前倒しできるような見直しを検討すること。
- (3) 普通調整交付金制度の見直しに当たっては、都道府県や市町村の意見を踏まえて実施すること。
- (4) 平成28年12月22日の社会保障制度改革推進本部決定を踏まえ、保険者努力支援制度等の円滑な実施に必要な財政措置については、引き続き国の責任において確実に行うこと。
- (5) 収納対策や医療費適正化などに取り組む保険者の取組結果を評価する保険者努力支援制度については、保険者へのインセンティブが効く評価項目の追加や評価方法の見直しを随時行うこと。
- (6) 医療保険制度間の公平を図るため、子供に係る均等割保険税軽減措置の導入や低所得者対策の拡充などの被保険者の更なる負担軽減に取り組むこと。
- (7) 安定的な財政運営に向け、子供の医療費助成に対する減額調整措置の全廃や国定率負担の引上げなどの様々な財政支援策を講じ、財政基盤の強化に取り組むこと。
- (8) 制度改正に対応したシステム改修（導入）支援については、市町村の実情等を踏まえ、事務の効率化や負担の軽減に資するものとし、その費用については全額国が負担すること。
- (9) 将来的には、国の責任の下に、被用者保険も含めた全ての医療保険制度を一元化すること。そのための議論を早期に開始すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国民健康保険には、医療ニーズの高い低所得の高齢者や非正規就業者、無職者が多いといった構造的な問題がある。国保制度改革は構造的な問題の改善に寄与しているものの、こうした問題の解決に向けて、今後も継続して見直しを行う必要がある。
- ・ 国民健康保険制度は、資格取得・喪失による被保険者の異動が多いことから、制度の円滑な実施に向けた周知等は、新制度移行後も継続して取り組む必要がある。
- ・ 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会では、保険税率に関する審議が行われている。県から市町村に対する納付金額や標準保険税率の情報提示が1月以降となるため、条例改正を予定する市町村では十分な審議時間の確保が課題となっている。
- ・ 自治体間の所得調整機能を担う普通調整交付金制度の見直しに当たっては、当事者である都道府県などの意見を確認の上、制度の安定的な運営に資する内容とすべきである。

- ・ 制度改革の前提条件となる公費による財政支援については、消費増税の再延期に伴い、平成 28 年 12 月に見直しが行われた。この公費は、保険者努力支援制度などの新たな制度を円滑に運営するために不可欠な財源であり、引き続きその確実な確保が求められる。
- ・ 保険者努力支援制度については、保険者機能の強化につながる取組の実施に向けた強い動機付けとなるように評価項目の追加や評価方法の見直しを随時行うべきである。
- ・ 国保財政については、構造的な問題もあり、その実情は地域によりさまざまである。各保険者は収支改善に向けて収納対策や医療費適正化に取り組んでいるが、都市部においては保険税の収納率が低い傾向にあり、必要な財源の確保が課題となっている。
- ・ 国保財政の収支改善のためには保険税の引上げという選択肢もあるが、低所得の高齢者や無職者が多いことから、被保険者にその負担を求めることも限界がある。
- ・ 保険税の均等割課税は被保険者数を基礎として行われているが、他の医療保険制度と比べて子供に対する保険税負担が重いことから、制度間の公平が図れるよう改善を図るべきである。
- ・ また、国保被保険者の保険税負担は他の医療保険制度と比べて重いことから、保険税軽減判定所得の引上げによる低所得者対策の拡充など、被保険者の負担軽減に取り組む必要がある。
- ・ 制度改革に伴い投入された公費は国保財政の収支改善には寄与するものの、今後の高齢化に伴う 1 人当たり医療費の増加への対策としては不十分である。子供の医療費助成に対する減額調整措置の全廃や国定率負担の引上げなど、財政基盤強化に向けた対策の継続的な検討が求められている。
- ・ 制度改正に対応したシステムの改修（導入）については、効率的な事業運営の観点から、自庁システムの更新に合わせた実施を検討する市町村が多い。また、事務の効率化や負担軽減を求める意見が多いことから、今後実施するシステムの改修等については、市町村のニーズを踏まえた内容、財政支援とすることが求められている。
- ・ 国民健康保険制度の安定的な運営や構造的な問題の解決に向け、医療保険制度間における公平に留意しつつ、被用者保険も含めた全ての医療保険制度の一元化も含め、制度の在り方検討を進めるべきである。

9 特定健康診査等に係る財政支援の充実

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 国は診査項目や国庫負担金等における基準単価を見直し、実情に即した負担割合となるよう国庫負担額等を充実すること。
- (2) 市町村国保や国民健康保険組合が特定健康診査等の実施率向上を図っていくためには、保健師等の専門職の確保に加え、被保険者の立場に立った取組強化や診査内容の充実などが不可欠であることから、国はその実現に向け、十分な財政措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の市町村国保における平成29年度の事業実績は、特定健康診査が39.6%、特定保健指導が17.6%であり、国の定める「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」の目標実施率（それぞれ60%）とは相当の開きがある。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標実施率 (令和5年度)
特定健康診査	38.6%	38.9%	39.6%	60.0%
特定保健指導	16.7%	17.9%	17.6%	60.0%

- ・ その原因の一つに、特定健康診査における国庫負担金基準単価と県内市町村平均契約単価との乖離の問題がある。国民健康保険法の規定により、特定健康診査等の実施に係る負担割合は、国1/3、都道府県1/3、市町村1/3とされているが、実際の国の負担割合は19.5%にとどまっている。
- ・ また、特定健康診査については基本的な診査項目が定められているが、多くの市町村国保では診査項目を追加して実施しており、国負担金の基準設定に当たっては、実情に即した診査項目の設定が必要である。
- ・ 実施率の向上を図るためには、未受診者・未利用者対策など実施主体の更なる努力が不可欠であるが、現状のままでは財政支援が不十分なため、市町村国保が特定健康診査を実施する予算の確保や特定保健指導の実施のための必要な人材の確保などの取組を行うことには限界がある。
- ・ なお、国民健康保険組合においても、平成29年度の事業実績は、特定健康診査が51.2%、特定保健指導が4.9%であり、国の定める目標実施率（それぞれ70%、30%）とは乖離がある状況であり、実施を促進するためにも、実績に応じた補助が必要である。

◆参考

○特定健康診査における国庫負担金基準単価と県内市町村平均契約単価（H30年度）

	国基準単価	県内市町村平均単価	差 額
(集団)基本項目	4,190円	7,534円	3,344円
(個別)基本項目	5,490円	8,881円	3,391円

○市町村特定健康診査等の費用に対する国負担割合（H29年度）

国負担額	県負担額	実際の費用	国負担割合
919,681千円	919,681千円	4,718,156千円	19.5%

10 後期高齢者医療制度の安定的な運営

【内閣府、総務省、財務省、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の見直しについては、国の責任の下、急激な制度変更とならないよう十分に配慮すること。
- (2) 見直しに当たっては、後期高齢者医療制度に混乱が生じないよう周知徹底すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 後期高齢者医療制度においては、低所得者の負担を少なくする観点から、保険料均等割について所得に応じ7割・5割・2割の3段階で軽減することとしている（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条）。しかし、高齢者の生活実態に配慮し、制度開始の平成20年度から暫定措置として国の予算措置により保険料の軽減特例措置を実施してきた（7割軽減対象者を9割又は8.5割軽減とする）。
- ・ こうした中、世代間・世代内での負担の公平性の観点から、国は当該軽減特例を段階的に本則（政令）に戻すこととし、均等割軽減特例については、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせて見直しを実施することとした。（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定「今後の社会保障改革の実施について」）
- ・ 令和元年10月1日から税率が引き上げられる消費税を財源として、介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金の支給が開始されることとなり、これに合わせて均等割軽減特例が本則どおり7割軽減に戻されることとなった。（平成30年12月17日平成31年度予算編成にあたっての財務大臣・厚生労働大臣の合意）
- ・ 軽減特例の廃止により低所得者の保険料が事実上引き上げられるが、9割軽減対象者については介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給の対象となるため実質的な負担増はない。
- ・ しかし、8.5割軽減対象者については、1年間の激変緩和措置により令和元年度は保険料が据え置かれるが、年金生活者支援給付金の支給対象外であり、また、同じ世帯に課税者がいる場合は介護保険料軽減拡充の対象にもならないことから、令和2年度以降は保険料が引き上げられ実質的な負担増となる。
- ・ このため、今回の見直しに当たっては、国の責任の下、急激な制度変更とならないよう十分な配慮を行うとともに、制度に混乱が生じないよう高齢者に対し見直しの必要性や内容を分かりやすく広報し、周知徹底する必要がある。

◆参考

○埼玉県における均等割軽減特例の対象者数について

本則	特例	対象者数（人）	割合（％）
7割軽減	9割軽減	153,439	17.6
	8.5割軽減	128,098	14.7

※ 対象者数は埼玉県後期高齢者医療広域連合の平成30年度確定賦課ベース、割合は被保険者数に占める対象者数の割合

11 外国人の未払医療費に対する補助制度の充実及び旅行保険の加入促進

【法務省、厚生労働省、観光庁】

◆提案・要望

- (1) 不法滞在者の未払医療費の補助制度について、救命救急センター（8施設）だけでなく全ての救急医療機関（194施設）を対象とするほか、必要な財源を十分に確保するとともに、未払医療費による医療機関の負担をなくすため、補助要件や補助率の見直しを行うこと。
- (2) 増加する訪日外国人に対し、急な病気やけが等に対応する旅行保険の加入を国が積極的に促すとともに未払医療費に対する補助制度の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成30年7月1日現在の国内の不法滞在者数は、6万9,346人であり、平成27年から増加傾向にある。
- ・ 本県の在留外国人は約17.4万人（平成30年6月末現在）いるが、在留期間満了後も日本にとどまる不法滞在者が医療機関を受診し、医療費を支払わない悪質なケースも増加している。
- ・ 不法滞在者が119番通報するケースは特に搬送困難事案になりやすく、救急車が現場で長時間滞在した結果、傷病者に命の危険が及ぶ場合があるだけでなく、他の救急要請に支障を来す事態となっている。
- ・ 特に未払医療費を補填する制度が都道府県ごとの制度のため、不法滞在者を県外の医療機関に搬送し、未払医療費が発生しても、受け入れた医療機関には全く補填されないため、県外への搬送に支障を来している。
- ・ 不法滞在者が救命救急センターを受診した場合には国の補助制度（医療提供体制推進事業費補助金）があるが、救命救急センターが受け取れるのは最大でも未払医療費の総額から20万円を控除した額の3分の2までであり、残りの未払医療費は救命救急センターが負担する制度となっている。
- ・ しかも、必要な財源が確保されていないため、国からの交付額は必要額の約7割にとどまっている。
- ・ さらに、救命救急センター以外の医療機関における未払医療費については国の補助制度がないため、県が独自事業で市町村とともに一部を助成しているが、本来は外国人の在留管理を行っている国が主体的に取り組む問題である。

<外国人旅行者>

- ・ 平成30年の訪日外国人旅行者は過去最高の3,119万人となっており、国は2020年に4千万人まで増やすことを目指している。
- ・ 本県でも川越や長瀬などの観光スポットやアニメの聖地があることなどから、外国人旅行者は増加傾向にあり31万2千人（平成30年推計値）となっている。
- ・ 本県はラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催会場にもなっていることから、今後も外国人旅行者の増加が見込まれる。
- ・ その一方、外国人旅行者については、約3割が旅行保険に加入していないというデータもある。
- ・ 旅行保険に加入していない外国人旅行者が急な病気やけが等で医療機関を受診し、高額な医療費がかかった結果、未払いとなる事案が問題となっている。
- ・ また、外国人旅行者の未払医療費については「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により費用弁償をする制度があるものの、救護者がいれば資財の有無に関わらず適用外とされているため、実質的に費用弁償される例は少ない。

- ・ 訪日外国人旅行者の急なけがや病気に対応するためには、訪日外国人旅行者の入国を管理している国が主体となって、航空機内や入国審査時などあらゆる機会を捉えた旅行保険の加入の促進に取り組むとともに未払医療費に対する補助制度の拡充を図る必要がある。

<医療機関における未払医療費>

- ・ 県内全ての病院に対して、平成29年度に受け入れた外国人患者について未払医療費の実態調査を行ったところ、54施設で約3,830万円の未払医療費が発生していた。(平成30年12月時点)
- ・ 今後も我が国の地域医療体制を円滑に確保するためには、国が主体となって不法滞在者や外国人旅行者の未払医療費対策を行うことが必要である。

■ 医師・看護師確保対策の推進

【文部科学省、厚生労働省】

県担当課：医療人材課

1 医学部の新設

【文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

医師不足に対処するため、医師偏在指標に基づき「医師少数都道府県」に指定された地域や、医学部定員が少ない地域については、医学部新設の対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は国が新たに算定した医師偏在指標（暫定値）に基づき「医師少数都道府県」に設定されており、医師不足問題が深刻化している。
- ・ 全国最速で高齢化が進行し、医療需要の急増が見込まれるため、医師確保は喫緊の課題である。
- ・ また、本県は医学部定員1人当たりの18歳人口が全国で最も多く、医学部入学の機会均等が崩れている。

◆参考

○医師偏在指標（暫定値）

医師多数都道府県（上位33.3%）		医師少数都道府県（下位33.3%）	
1位	東京都（324.0）	32位	山口県（214.2）
2位	京都府（313.8）	：	：
3位	福岡県（299.7）	44位	埼玉県（177.7）
：	：	45位	青森県（172.9）
16位	滋賀県（244.3）	46位	岩手県（172.4）
		47位	新潟県（171.9）

※「平成30年度 医師偏在指標作成支援データ集」（厚生労働省）（平成31年4月1日現在）

○高齢者（75歳以上）人口の増加率（単位：万人）

	2015年の人口	2025年の人口	増加率
埼玉県	77.3	120.9	+56%（1位）
千葉県	70.7	107.2	+52%（2位）
神奈川県	99.3	146.7	+48%（3位）
鹿児島県	26.5	29.5	+11%（45位）
島根県	18.9	20.9	+11%（45位）
山形県	19.0	21.0	+10%（47位）

※「平成30年 日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に埼玉県作成

○埼玉県の医療・介護ニーズの将来推計

入院患者数	2013年:35,811人/日 → 2035年:49,881人/日
在宅医療等の必要量	2013年:46,152人/日 → 2025年:82,372人/日

※「第7次埼玉県地域保健医療計画」より抜粋

○平成30年度医学部定員1人当たりの18歳人口

	18歳人口		18歳人口
埼玉県	508.1人（1位）	島根県	57.5人（45位）
静岡県	295.6人（2位）	鳥取県	49.7人（46位）
兵庫県	235.1人（3位）	石川県	49.0人（47位）

※「平成27年度 学校基本調査」（文部科学省）、「平成30年度 大学医学部入学定員」（文部科学省）を基に埼玉県作成

■防犯対策の推進と捜査活動の強化

【警察庁】

県担当課：公安第一課

1 テロ未然防止のための基盤の強化

【警察庁】

◆提案・要望

- (1) 2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、こうした国際的な大規模イベントは過去の教訓からテロの標的となる危険性があり、警察としても万全の警備により治安責任を全うしなければならないことから、競技場や主要駅、商業施設等、いわゆるソフトターゲットへの対策を強化するため、仮設監視カメラなどの警戒警備関連資機材の整備を行うこと。
また、テロ発生時において迅速的確に対処するため、テロ対処部隊装備資機材（銃器、爆発物、NBC対策等）の整備を行うこと。
- (2) テロ対策は、警察による取組のみでは十分ではなく、関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密な連携が不可欠であるため、官民連携活動に必要な諸費用、テロ防止のために県が独自に行う広報啓発活動に必要な財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年、ISIL（いわゆる「イスラム国」）によるテロ等によって、多くの一般市民が犠牲となり、また、日本もテロの標的と名指しされるなど、テロの脅威が継続している。
これらの脅威は、国際的に最高度の注目を集める東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い一層増大するものとみられる。
- ・ 県内には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場が4会場存在することから、テロを発生させないための万全な警備を実施する警戒警備関連資機材の整備及びテロが発生した場合における諸活動を想定したテロ対処部隊装備資機材の拡充が必要である。

○最近の主なテロ事件

発生国・都市	発生場所	発生年月	死者数
ロシア・キズリャル	教会	平成30年2月	5人
フランス・パリ	路上（観光地）	平成30年5月	1人
インドネシア・スラバヤ	教会・市警察本部	平成30年5月	14人
ベルギー・リエージュ	路上・高校校内	平成30年5月	3人
ロシア・キズリャル	路上（郊外）	平成30年7月	2人
オランダ・アムステルダム	中央駅（地下通路）	平成30年8月	2人負傷
オーストラリア・メルボルン	路上（観光地）	平成30年11月	1人
フランス・ストラスブール	クリスマス市	平成30年12月	5人
モロッコ・イムリル	山脈登山道（観光地）	平成30年12月	2人
ニュージーランド ・クライストチャーチ	モスク	平成31年3月	50人
スリランカ・コロンボ等	教会・ホテル	平成31年4月	250人以上

○県内のオリンピック・パラリンピック開催会場（4会場）

競技会場	競 技	開催期間
さいたまスーパーアリーナ	バスケットボール	2020年7月26日～8月9日
埼玉スタジアム2002	サッカー	2020年7月25日～8月7日
霞ヶ関カントリー倶楽部	ゴルフ	2020年7月30日～8月8日
陸上自衛隊朝霞訓練場	射 撃	2020年7月25日～8月3日
	射 撃 (パラリンピック)	2020年8月31日～9月6日

◆参考

○2020オリンピック・パラリンピック／ラグビーワールドカップ2019 テロ対策「彩の国」ネットワーク（平成27年11月設立）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019を見据えて、民間事業者等と埼玉県警察・埼玉県等の行政機関が連携し、テロの未然防止や発生時の協働対処体制を構築し、効果的なテロ対策を推進する。

交通安全対策の推進

【内閣府、総務省、警察庁、国土交通省】

県担当課： 交通政策課、防犯・交通安全課
道路環境課、交通規制課

1 交通安全施設等の整備

【警察庁、国土交通省】

◆提案・要望

- (1) 交通死亡事故の約6割が、交差点及び交差点付近で発生していることから、交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交差点の整備、信号機の設置、改良及び横断歩道整備のための財源を確保すること。
- (2) 「ゾーン30」における生活道路30km/hの区域規制や良好な自転車交通秩序の実現に向けた自転車の通行環境整備等の重要施策推進のための財源を確保すること。
- (3) 県管理道路の歩道設置率は通学路で83.2%、全体でも72.9%であり、いまだ約3割の県管理道路に歩道が整備されていない状況であることから、児童等の安全確保を図るため、歩道整備のための財源を確保すること。
- (4) 安全で快適な道路交通環境を確保するため、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示整備のための財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の人身交通事故は、平成22年をピークに減少傾向にあるが、平成30年の交通事故死者数は、全国ワースト3位と高水準であり、交通情勢は依然として厳しい状況である。
- ・ 交通事故の特徴として、交通事故死者数のうち高齢者の割合が、全体の47.4%を占めており、その中でも歩行中及び自転車乗用中の死亡事故の割合が約77%と高くなっている。
- ・ 交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交通安全施設等の整備をより一層推進する必要がある。

◆参考

○主な交通安全施設整備数（補助事業）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
信号機新設数	6基	4基	3基	4基	1基
信号機改良（車両用灯器LED化）	966灯	1,092灯	1,056灯	756灯	282灯
信号機改良（歩行者用灯器LED化）	260灯	272灯	464灯	404灯	272灯
横断歩道整備数	1,975本	1,300本	1,725本	2,025本	2,925本
ゾーン30整備数	41区域	24区域	23区域	36区域	33区域
標識整備数（県警所管）	2,050本	1,694本	1,659本	1,973本	2,196本

2 スマートフォン等の使用に関する対策の強化

【内閣府、警察庁、総務省】

◆提案・要望

- (1) スマートフォン等を使用しながら歩行するいわゆる「歩きスマホ」による交通事故を防止するため、通信事業者との連携により広報活動を強化するとともに、より実効性が高い「歩きスマホ」防止機能の初期設定を事業者に義務付けるなどの対策を講じること。
- (2) 車両運転中の「ながらスマホ」の罰則強化を盛り込んだ改正道路交通法の施行を早期に、確実に実現すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、いわゆる「歩きスマホ」や車両を運転しながらの「ながらスマホ」が散見される。
- ・ 「歩きスマホ」は、視界が極端に狭くなり、周囲の音が認識しづらくなるため、駅ホームからの転落や他の歩行者との接触等の事故につながるなど、極めて危険な行為である。
- ・ 「歩きスマホ」は法律による具体的な禁止規定がなく、各都道府県や市町村が単独で行う広報、啓発では、広く国民全般に普及した携帯電話やスマートフォンの対策効果は期待できない。
- ・ このため、全国一斉による広報活動や、携帯電話販売事業者に対し販売時に「歩きスマホ防止アプリ」を初期設定させるなど、より実効性のある対策が必要である。
- ・ また、車両運転中のスマートフォン等の操作・通話・画像の注視といった「ながらスマホ」行為による交通死亡事故等の発生が後を絶たない。
- ・ 国では運転中の携帯電話使用等違反に係る罰則強化を盛り込んだ道路交通法改正案が国会に提出されたことから、この改正を早期に、着実に実施されることが望まれる。

■消費者被害の防止

【内閣府、消費者庁】

県担当課：消費生活課

1 地方消費者行政の充実強化のための財源確保

【内閣府、消費者庁】

◆提案・要望

計画的な消費者行政を推進するため、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では現在、単独で窓口を設置する方式のほか、複数市町村が窓口を相互に利用をする方式を含め、県内63市町村の全てにおいて週4日以上消費生活相談窓口が整備されるなど、消費者行政は着実に進展している。
- ・ その財源として、従来、地方消費者行政活性化基金を活用してきたが、平成27年2月の消費者庁長官通知により、地方消費者行政推進交付金による財政支援に切り替わった。
- ・ 地方消費者行政推進交付金の活用事業は、事業ごとに終期があらかじめ設定されているとともに、新たな事業に取り組むことができるのは、平成29年度までに開始した事業に限られている。
- ・ また、平成30年度から地方消費者行政強化交付金による財政支援に切り替わり、新たな重要消費者政策に対応できる強化事業も追加となったが、活用期間は限られ、推進事業分の交付金も大幅に減少している。
- ・ 今後、強化交付金のうち推進事業分の減少により、市町村の消費生活相談窓口等の事業継続が不安定となることが予想される。

◆参考

○地方消費者行政強化交付金による財政支援状況

(単位：千円)

	28 当初 交付決定額	29 当初 交付決定額	30 当初 交付決定額	増減率 (対前年比)
強化交付金推進事業 (～29 推進交付金) 補助率 国 10/10	256,609	231,245	95,253	△41.2%
強化交付金強化事業 (30～創設) 補助率 国 1/2	—	—	12,165	—
活性化基金 (30～推進事業に充当)	(当初予算額) 0	(当初予算額) 94,720	(当初予算額) 75,674	△79.9%
計	256,609	325,965	183,092	△56.2%

2 預託商法による消費者トラブルの防止対策 【新規】

【内閣府・消費者庁】

◆提案・要望

「預託商法」を行う事業者に対し、消費者安全法第40条の勧告等を積極的に発動すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の消費生活相談（市町村受付分を含む）において、高配当を謳って多数の人から資金を集める「ファンド型投資」に関する相談が急増した。平成30年度上半期は383件に上り、平成29年度1年間の314件を上回っている。
- ・ 中でも「預託商法」を展開した(株)ケフィア事業振興会の倒産関係の相談がその3分の2を占める256件に上った。預託商法とは消費者が購入した商品を販売業者やその関連会社に預託して運用を委託し、運用に基づく配当その他の経済的利益を受ける取引である。
現実には消費者は自分が購入した商品の運用状況を把握できないばかりか、存在するか否かも確認できないケースが多く、いずれ事業者が破たんすると配当はおろか元金すら返還されない事態となる。
- ・ 1980年代の豊田商事事件（金地金）、2011年の安愚楽牧場（和牛）、2018年のジャパンライフ（磁気医療器）、ケフィア事業振興会（加工食品）など、預託商法は全国で万人単位の被害者数、千億円単位の被害額に上る大規模消費者被害をもたらしてきた。
- ・ 本県においても、2018年に破たんした2件関係の相談（2018年1月～12月）は、ジャパンライフ(株)（2018年3月破産手続開始決定）が26件で契約金額は6億4千2百万余円、(株)ケフィア事業振興会（2018年9月自己破産）は相談302件、契約金額は12億3千万余円に上っている。（下表）
これは消費者センターに相談があったものの集計で、実際はその何倍もの被害と推定される。
- ・ このような状況に対し、現行の特定商取引法、預託法、出資法、金融商品取引法等の関係法令は、法令逃れの手口の巧妙化もあり有効な抑止ができていない。
- ・ そこで預託商法による消費者被害の発生拡大の防止を図るため、関係法令が改正されるまでの間、いわゆる「隙間事案」として消費者安全法第40条に定める「事業者に対し、不当な取引の取りやめ等を勧告する」を積極的に発動するよう内閣府及び消費者庁に要望するものである。

◆参考

○埼玉県の被害状況（2018年1月～12月）

	相談件数（件）	契約金額（円）
ジャパンライフ(株)関係	26	642,305,990
(株)ケフィア事業振興会関係	302	1,230,826,910

○消費者庁による消費者安全法第40条の執行状況（過去5年間2件）

- ・ 平成25年12月17日「勧告」
有料老人ホームの運営を装って「新株引受権付社債」を募集する「友愛ホーム(株)」に関する件
- ・ 平成25年12月26日「勧告」
インターネットを用いたオンラインゲーム事業の紹介者を募集する「(株)ELICC JAPAN」の件

■食の安全・安心の確保

【農林水産省】
県担当課：畜産安全課

1 豚コレラ、アフリカ豚コレラの侵入防止に係る農家支援策の充実・強化 【新規】

【農林水産省】

◆提案・要望

畜産農家を実施する豚コレラ、アフリカ豚コレラ等家畜伝染病の侵入防止対策に対し、日本の畜産を守る観点から国費による新たな経営支援策を打ち立て、家畜防疫の水準を底上げすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 畜産農家は、家畜伝染病予防法により、家畜の衛生管理について遵守すべき基準に基づき、その飼養管理を行うことが義務付けられている。
- ・ 豚コレラやアフリカ豚コレラ等の家畜伝染病の発生予防には、農場へ出入りする人、物、車両等の消毒の更なる徹底や、野生動物の侵入防止対策の強化が求められている。
- ・ 国は、消費・安全対策交付金（助成率国1／2）により、市町村やJAなど農業団体等に対して車両消毒施設の整備等、家畜伝染病の侵入防止対策を支援しているが、個別の農家が、その農家の実情に応じた防疫対策を行う際にも活用できる新たな支援措置の設定が急務である。

2 豚コレラ、アフリカ豚コレラの検疫体制の強化 【新規】

【農林水産省】

◆提案・要望

- (1) アフリカ豚コレラなどの家畜伝染病発生国からの畜産物の不正な持ち込み防止対策を強化するため、訪日外国人の増加に対応した検疫官の増員及び検疫探知犬の頭数増加を図ること。
- (2) 不正な持ち込みなどに対する罰則の強化と罰則適用の厳格化を図ること。

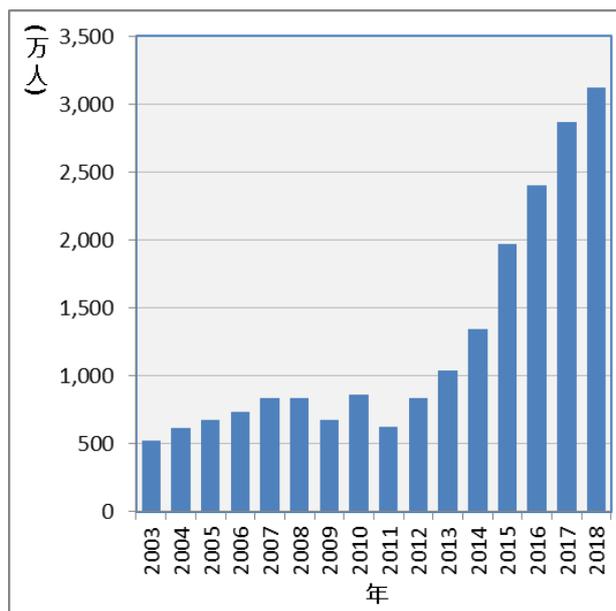
◆本県の現状・課題等

- ・ 家畜伝染病の国内侵入防止対策として、家畜伝染病予防法に基づき国が検疫の役割を担っている。
- ・ 中国やベトナムなど家畜伝染病発生国から畜産物を持ち込むことは禁止されているが、訪日客が不正に持ち込んだソーセージ等からアフリカ豚コレラウイルスの遺伝子が相次いで検出されるなど、いつ日本で発生してもおかしくない状況が続いている。
- ・ 現在、海外との定期便が運航されている空港30か所のうち、検疫探知犬の配置されているのは7か所のみであり、客船が寄港する港には、探知犬の配置ができていない。直ちに、これらの空港や海港についても検疫官及び検疫探知犬の配置を行う必要がある。
- ・ また、検疫で違反畜産物が発見された場合、没収程度に留めているのが現状である。罰金の額を増やすとともに、実際に罰金の徴収を行うなど、罰則を厳格に運用し、旅行者に違法に畜産物を持ち込ませないよう抑止力を働かせることが必要である。

◆参考

訪日外国人旅行者数の推移

((独) 国際観光振興機構のデータより作成)



国際定期便のある空港一覧

空港名	都道府県	探知犬の配置
新千歳空港	北海道	○
函館空港	北海道	
青森空港	青森県	
花巻空港	岩手県	
仙台空港	宮城県	
新潟空港	新潟県	
富山空港	富山県	
小松空港	石川県	
茨城空港	茨城県	
成田空港	千葉県	○
羽田空港	東京都	○
静岡空港	静岡県	
中部空港	愛知県	○
関西空港	大阪府	○
岡山空港	岡山県	
広島空港	広島県	
米子空港	鳥取県	
山口宇部空港	山口県	
高松空港	香川県	
松山空港	愛媛県	
北九州空港	福岡県	
福岡空港	福岡県	○
大分空港	大分県	
佐賀空港	佐賀県	
長崎空港	長崎県	
熊本空港	熊本県	
宮崎空港	宮崎県	
鹿児島空港	鹿児島県	
那覇空港	沖縄県	○
新石垣空港	沖縄県	
30		7

(国土交通省、農林水産省HPのデータから作成)

■安全な水の安定供給と健全な水循環の推進

【総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省】

県担当課：市町村課、土地水政策課、生活衛生課
河川砂防課、水道企画課、水道管理課

1 ダム等水資源関連施設に係る負担の軽減

【財務省、厚生労働省、国土交通省】

◆提案・要望

<ダム等水資源開発施設建設に係る負担軽減>

- (1) ダム等水資源開発施設建設に係る事業費について、今後、工期の延伸や事業内容の見直しによる新たな負担額の増加を行わないこと。
- (2) 水資源開発施設に係る国庫補助金について、要望額を確保できるよう予算措置すること。
- (3) 工事の執行段階において入札制度の改善や新工法の採用などの徹底したコスト縮減により県負担の軽減を図り、適切に情報提供すること。

<水源地域整備計画の推進に必要な財源の確保>

- (4) 水源地域整備事業を円滑に推進するために、水源地域整備計画に位置付けられた各種国庫補助等については、確実に予算措置を講じること。
- (5) 水源地域整備に係る国庫補助等を見直す場合は、下流受益者の負担増を招くことがないよう、国において財政措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ ダム等水資源開発施設建設事業費は、検証に伴う工事中断による工期の延長や事業内容の見直しにより増加傾向にあり、県財政を圧迫している。
- ・ 水源地域整備事業については、事業計画策定時に予定していた国庫補助制度や地方交付税措置の改廃により、下流受益者の負担増を招いているため、国による財源確保が必要である。

◆参考

- 平成29年3月に思川開発事業に関する事業実施計画の変更(工期延長)が行われた。
(予定工期を変更 平成27年度 → 令和6年度)
- 平成28年12月に八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更(事業費増額)が行われた。
(建設に要する費用の概算額 約4,600億円 → 約5,320億円)
- 平成28年3月に霞ヶ浦導水事業に関する事業実施計画の変更(工期延長)が行われた。
(予定工期を変更 平成22年度 → 令和5年度)

2 水道施設の耐震化及び更新に対する財政支援の拡充

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 水道事業者等が実施する水道施設の耐震化や更新の推進が図れるよう、『水道施設等耐震化事業』の各交付事業の採択基準を緩和し、交付率を引き上げること。
- (2) 石綿セメント管の更新に係る採択基準を撤廃するとともに、老朽化した設備に対する更新事業を交付対象に追加すること。
- (3) 水道施設の耐震化や更新が計画的に実施できるよう、生活基盤施設耐震化等交付金について、要望額を満たす予算措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水道事業者等は料金収入が減少する中、水道水の安定供給を図るため、水道施設の耐震化や更新を計画的に進める必要がある。
- ・ 国では、生活基盤施設耐震化等交付金を設け、水道施設の耐震化や更新に対する財政支援を実施しているところであるが、交付金の交付要綱及び取扱要領では、水道事業者等の資本単価や水道料金水準、限定的な交付対象施設等、様々な採択基準が設定されているだけでなく、主たる交付率も1/3又は1/4にとどまっている。
- ・ 石綿セメント管は早急に更新が必要な管種であるにも関わらず、交付事業の「水道管路緊急改善事業」は、水道料金水準、給水収益に占める企業債残高の割合、有収密度等の様々な採択基準が設定されているため、埼玉県内で基準を満たす事業者は少なく、活用しにくい制度である。
- ・ また、電気設備や監視・制御設備等の設備類は、他の水道施設と比較して耐用年数が短いものの、それら設備に対する更新事業は現行制度では交付対象となっていない。
- ・ さらに、平成30年度は要望額を満たす予算措置があったものの、平成28年度及び平成29年度は要望額に対して約7割であり、財源不足になると事業計画の遅れや見直しなど、計画的な事業の進捗に支障を来すおそれがある。

◆参考

○埼玉県の耐震化の状況（平成29年度）

- ・ 浄水施設の耐震化率 17.5%（全国平均29.1%）
- ・ 配水池の耐震化率 67.3%（全国平均55.2%）
- ・ 基幹管路の耐震適合率 45.1%（全国平均39.3%）

○埼玉県の水道施設の老朽化の状況（平成28年度）

- ・ 法定耐用年数を経過した管の割合 11.3%（全国平均14.8%）
- ・ 経年化設備率 48.6%（全国平均47.0%）
- ・ 石綿セメント管残存率 1.5%（全国平均0.7%）

3 水道広域化の促進に係る支援施策の充実

【総務省、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 水道広域化を促進するため、生活基盤施設耐震化等交付金の採択要件を緩和するとともに、交付率を引き上げること。
- (2) 水道広域化に係る事業が計画的に実施できるよう、生活基盤施設耐震化等交付金について要望額を満たす予算措置を講じること。
- (3) 水道広域化の強い動機付けとなる支援制度の創設・拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、平成23年に「埼玉県水道整備基本構想」を改定し、県内を12のブロックに分けて、令和12年度を目標にブロックごとの水道広域化を目指すことを定めた。
- ・ 国は、水道広域化を促進するため生活基盤施設耐震化等交付金を設けて、水道事業の広域化に関する施設整備事業（広域化事業）を対象に交付金を交付するとともに、広域化事業に要する事業費を上限に、運営基盤の強化に必要な施設整備事業（運営基盤強化等事業）に対しても交付金を交付している。
- ・ 一方、人口や水需要が減少している状況にあつて、水道事業者等においては施設の統廃合やダウンサイジングが必要であるため、特に水道用水供給事業との水道広域化に当たっては、広域化事業の対象となる新たな施設整備を行わない場合がある。
- ・ しかしながら、水道施設の老朽化対策等、運営基盤の強化に係る施設整備は必要であるが、広域化事業がない場合は運営基盤強化等事業の交付金を受けられず、広域化のインセンティブが活用できない。
- ・ また、平成30年度の交付金内示額は要望額を満たしていたものの、平成28年度及び平成29年度の内示額は要望額に対して約7割と財源不足の状況があり、今後も同様の状況が生じた場合、事業の遅れや見直しなど、計画的な事業の進捗に支障を来すおそれがある。
- ・ さらに、水道広域化に係る地方財政措置は、地方負担額の1/2である一般会計出資債に対する交付税措置率が60%（地方負担額全体の30%相当）にとどまっているなど、広域化後の経営安定化を含めた支援としては不十分である。
- ・ 広域化を促進するためには、市町村合併時の合併特例債による財政支援措置のような、水道事業者等が広域化を推進するための強い動機付けとなる支援制度の創設・拡充が必要である。

4 工業用水道施設の更新・改良に対する支援の拡充 【新規】

【経済産業省】

◆提案・要望

＜「工業用水道事業費補助金」の採択基準の見直し＞

- (1) 国の予算の範囲内で、補助申請があった全ての事業に対して補助金が交付されるよう、補助率の弾力化など採択基準の見直しを行うこと。
- (2) 複数年の工事で、一度不採択になったものについても、次年度以降の補助申請ができるようにすること。

＜「工業用水道事業費補助金」の財源確保＞

- (3) 工業用水道事業者が施設の耐震化や更新を計画的に進められるよう、要望に対応する十分な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 工業用水道については、産業構造の変化、水の使用合理化により、需要が低迷し、料金収入が減少しており、本県でも、平成10年には約25億円だった給水収益が平成28年には約17億円まで減少している。このような状況の中、工業用水の安定供給を図るため、工業用水道施設の耐震化や更新を計画的に進める必要がある。
- ・ 国では、「工業用水道事業費補助金」（補助率30％）を設け、工業用水道事業者のこれら取組に対する財政支援を実施している。しかし、この補助制度では、各申請者からの提出資料に基づいて外部有識者委員会が事業者を順位付けし、予算の範囲内で補助採択しているため、予算範囲外の順位となる全ての事業が補助金を一切交付されない。さらに、複数年工事の場合、一度不採択となると、次年度以降、補助申請ができない。また、評価項目には特定の地域や事業内容のみを加点する項目があり、各事業体の順位が固定化されることが懸念される。
- ・ 補助金が交付されないと、工業用水道事業者が単費で賄うことや計画を先送りする等の対応が必要となるなど、工業用水道施設の耐震化や更新を進める上で支障が生じるおそれがある。

◆参考

○工業用水補助金関係予算の状況【経済産業省】

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3,454 百万円	2,010 百万円	1,947 百万円

5 雨水・再生水利用の推進

【国土交通省】

◆提案・要望

水の有効利用を促進するため、雨水・再生水利用施設の普及に向けた財政支援の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水の有効利用を促進し、渇水に強い社会を構築するための方策として、ダム等の水資源開発施設の活用のほかに日常生活における節水や雨水・再生水の有効利用がある。
- ・ 平成26年には雨水の利用の推進に関する法律等が施行されたが、雨水・再生水利用施設の普及に対する助成・支援制度の充実強化が必要である。

6 水源地域の森林の保全

【農林水産省、林野庁、国土交通省】

◆提案・要望

- (1) 水源地域の保全のため、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法整備を行うこと。
- (2) 法整備に当たっては、水源地域の保全に取り組んでいる地方の意見を反映すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水源地域の保全は、水の供給源としての水源地域の機能を維持するために大変重要である。しかし、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法整備はされていない。
- ・ 外国資本等による土地取引は、水源を涵養する森林の機能が十分発揮されないような維持管理や水源が損なわれるような用途への転用などの支障が生じるおそれがある。
- ・ 全国的には、居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による森林買収の事例が平成29年では44件確認されているなど、将来にわたる水源地域の保全に対する懸念が高まっている。
- ・ なお、本県では平成24年に埼玉県水源地域保全条例を施行し、水源地域の土地取引等の状況の把握に努めており、現在までに外国資本等による土地所有は確認されていない。

■生活の安心支援

【厚生労働省】

県担当課：社会福祉課

1 生活保護制度の改善

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 生活保護制度については、実効性のある制度とするため、生活保護の実務を担う地方の意見を十分に踏まえて見直しを行うこと。
- (2) 生活保護基準については、社会経済情勢や地域の消費動向などを十分に勘案した適切なものとするとともに、貧困の連鎖を防止する観点から、子供がいる世帯に十分配慮したものとすること。
- (3) 近年マスコミでも取り上げられている無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、事前の許可制とするとともに、個人による経営実態の隠蔽を防ぐため実施主体を法人に制限し、事業者の財務資料の公表により経理の透明性を確保するなど、法令による規制を強化すること。
- (4) 入国を認めた外国人が生活に困窮した場合には、生活保護の準用ではなく、国において対応すること。
- (5) 救護施設における介護職員など直接処遇職員の配置基準を見直すとともに、配置基準に見合った施設事務費の引上げを行うこと。

◆本県の現状・課題等

- (1) 生活保護制度の見直しについて
 - ・ 国は、生活保護制度の適正化や自立支援の強化を図るため、生活保護法及び社会福祉法の一部改正を行った。
 - ・ 改正の主な内容は以下のとおりであり、令和2年度にかけて順次施行されることになっている。
 - ア 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援
 - ・ 進学準備給付金の支給（施行済）
 - イ 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化
 - ・ 後発医薬品の使用原則化（施行済）
 - ・ 健康管理支援事業の創設（令和3年1月1日施行）
 - ウ 貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への生活支援
 - ・ 無料低額宿泊所の事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化（令和2年4月1日施行）
 - ・ 単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施（令和2年4月1日施行）

エ 資力がある場合の返還金の保護費との調整（施行済）

オ 介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例（施行済）

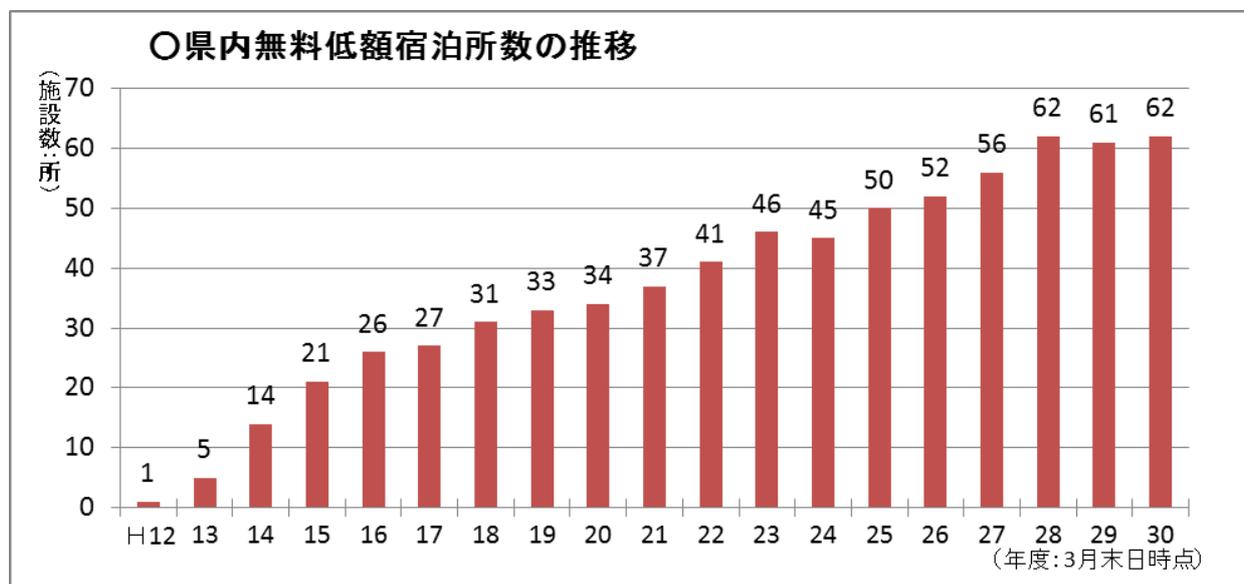
- ・ 保護の実施要領等の改正について、県内の福祉事務所からも、毎年度多くの意見が寄せられており（平成30年度 46件）、こうした地方の意見を十分に踏まえ不断の見直しを行っていく必要がある。

(2) 生活保護基準の見直しについて

- ・ 生活保護基準については、定期的に検証を行うこととされており、検証に当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会を設け、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証することとされている。
- ・ 平成29年の検証を踏まえ、生活扶助基準、児童養育加算、母子加算、教育扶助及び高等学校等就学費の見直しが平成30年10月から3年間かけて段階的に実施される。
- ・ 国は、この見直しの影響により生活扶助費が下がる世帯の割合について、全世界帯で67%、有子世帯で43%、母子世帯で38%と推計している。
- ・ 今回の検証で検討課題とされながら、とりまとめに至らなかった級地制度等の課題については、今後、継続的に議論を行う必要があるとされている。
- ・ また、現行の検証手法である水準均衡方式は、一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えているため、比較する消費水準が低下すると絶対的な水準を割ってしまう懸念があることから、最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、単に消費の実態に合わせるとの考え方によらず、理論的根拠に基づいた複雑でない新たな検証手法の開発が今後の検証に向けた課題として挙げられている。

(3) 無料低額宿泊所に係る法整備について

- ・ 無料低額宿泊所は県内に62施設（定員約2,900人）あり、年々増加している。
- ・ 現行法令（社会福祉法）では無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準の規定がない。また、事後の届出制であるため、経営状況などの事業者の適格性を事前にチェックすることができない。
- ・ 平成30年6月に社会福祉法が改正され、無料低額宿泊所に対する事前届出制の導入、設備・運営等に関する基準の制定、改善命令制度の導入など、規制強化が図られ、令和2年4月から適用されるが、許可制ではないほか、事業主体が制限されていないなど、必ずしも十分であるとは言えない。



(4) 外国人に対する生活保護の準用について

- ・ 本県の外国人に対する生活保護の現状は、この8年間、受給者が3,000人を超える状況が続いている。
- ・ 外国人については、昭和29年の厚生省社会局長通知により、日本国民に準じて生活保護を行うこととされている。
- ・ しかし、当該通知後、60年以上を経過し、多くの外国人の生活保護受給者がいるため、地方自治体の負担が重くなっており、外国人に対する生活保護の準用を抜本的に見直す必要がある。

(5) 救護施設の事務費支弁基準の引上げについて

- ・ 救護施設では、入所者の高齢化、障害の重度化が深刻な問題となっている。
- ・ 県内に救護施設は2施設あり237人が入所しているが、入所者の平均年齢は67.7歳と高齢化し、全部介助を必要とする者は28人、一部介助を必要とする者は186人となっている。
- ・ 直接処遇職員の配置基準は主任指導員1人、介護職員18人、看護師1人である（施設定員101～110人の場合）。
- ・ 現行の施設事務費支弁基準額では、十分に職員が配置できず一人当たりの介助負担が増大し、入所者に対する適切な処遇に支障をきたすおそれがある。

施設定員101～110人	救護施設	障害児入所施設
一般事務費(月単価)	134,200円	153,850円

※ 平成30年度事務費支弁基準額。救護施設は人事院勧告分を反映（羽生市）

○救護施設について

生活保護法第38条に基づく保護施設の一つであり、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を受け入れ、生活扶助を行う施設。

2 生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保

【厚生労働省】

◆提案・要望

就労支援及び住宅支援は、生活保護受給者の自立支援にとって極めて重要なことであることから、必要な財源については国が責任をもって確保し、各自治体が積極的に事業に取り組めるよう国庫補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 福祉事務所のケースワーカーは、増加する生活保護受給者の援助・指導に追われ、きめ細かな自立支援に手が回らない状況にある。
- ・ 本県の生活保護受給者の自立支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下、基金という。）を活用し、就労支援及び住宅確保に関する専門性を持った支援員を配置して以下の事業を実施してきた。
- ・ 平成27年度から国の補助制度が変わり、当該事業は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象となり、国庫補助率が10分の10から就労支援は3分の2、住宅支援は4分の3にそれぞれ引き下げられた。
- ・ 生活保護受給者の自立支援は、生活保護法の目的の一つであり、各自治体が継続的に取り組む事業の財源は、国において責任をもって確保する必要がある。

○生活保護受給者チャレンジ支援事業

(1) 就労支援について

- 本県の有効求人倍率は改善が進んでいるが、特筆すべき技術や職歴がない者が再就職先を見つけることは容易ではない。
- 本県では、平成22年9月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に職業訓練支援員を配置し、職業訓練の受講から就職までマンツーマンで一貫した支援を行ってきた。
- 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中9市にとどまっている。

(2) 住宅支援について

- 本県では、平成22年9月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に住宅ソーシャルワーカーを配置し、無料低額宿泊所入所者など居宅の確保に困難を抱える者の年齢、障害の有無、生活能力に応じて、民間アパート等への転居支援を行ってきた。
- 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中8市にとどまっている。

3 生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保

【厚生労働省】

◆提案・要望

生活困窮者自立支援法に係る自治体の取組を後押しするために、同法の各事業の国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行された。
- ・ 法の目的である生活困窮者の自立を促進するためには、実施主体である自治体が自立支援施策を積極的に推進していくことが必要である。
- ・ さらに、必須事業だけでなく任意事業についても各自治体が創意工夫して実施することで、自立支援の効果が上がることが期待される。
- ・ しかし、任意事業の国庫補助率は、就労準備支援事業3分の2、一時生活支援事業3分の2、家計改善支援事業2分の1（条件により3分の2）と低い上、国庫補助の上限である基準額が設定されている。
- ・ 各自治体の財政状況は厳しく、任意事業は国庫補助率及び基準額が低いため実施できない自治体の方が多い。
- ・ 本県では、就労準備支援事業は40市中12市、一時生活支援事業は40市中5市、家計改善支援事業は40市中15市の実施にとどまっている状況にある。

■危機管理・防災体制の強化

【内閣府、総務省、消防庁、法務省、財務省、文部科学省、国土交通省】

県担当課：土地水政策課、学事課、危機管理課、消防防災課
農村整備課、畜産安全課、市街地整備課、建築安全課
教育局財務課、下水道事業課

1 大規模地震対策の強化

【内閣府、国土交通省】

◆提案・要望

- (1) 東日本大震災による教訓を踏まえ、近い将来発生が予想される首都直下地震の減災目標達成のため、国においても、住民自らが行う住宅等の耐震化、家具の固定、水・食料の備蓄などの自助の取組や地域で支えあう共助の取組、火災に強いまちづくりを促進するムーブメントを起こす施策を地方自治体と連携して生み出すこと。
- (2) 首都直下地震の減災目標達成に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 住宅の耐震化は平成25年度末で86%、多数の者が利用する民間建築物の耐震化率は平成29年度末で93%である。埼玉県建築物耐震改修促進計画において、令和2年度までに住宅及び多数の者が利用する民間建築物の耐震化率を95%とする目標を定め、その達成に向け取り組んでいる。
- ・ 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、家具の固定率について、平成25年度40%を令和6年までに65%まで高めるとしている。本県では平成27年度から、家具の固定、水・食料の備蓄などの自助の取組を普段の生活の中で取り組んでもらう「イツモ防災事業」を展開している。
- ・ 木造住宅密集市街地について、「地震時等に著しく危険な密集市街地」である川口市芝地区などでは、住宅市街地総合整備事業を活用して解消に向け取り組んでいる。
- ・ 減災目標を達成するためには、国と地方自治体が一体となった取組が必要である。

◆参考

○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月閣議決定）

- ・ 今後10年間で達成すべき減災目標
 - 死者数 約2万3千人から概ね半減
 - 建築物全壊・焼失棟数 約61万棟から概ね半減
- ・ 主な施策の具体目標
 - 住宅等の耐震化率 95%（令和2年）【全国】
 - 家具の固定率 65%（令和6年）【全国】
 - 密集市街地の感震ブレイカー等設置率 25%（令和6年）
 - 危険な密集市街地の解消割合 100%（令和2年度）
 - 自主防災組織による活動カバー率 100%（令和6年）【1都3県】

2 下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進

【国土交通省】

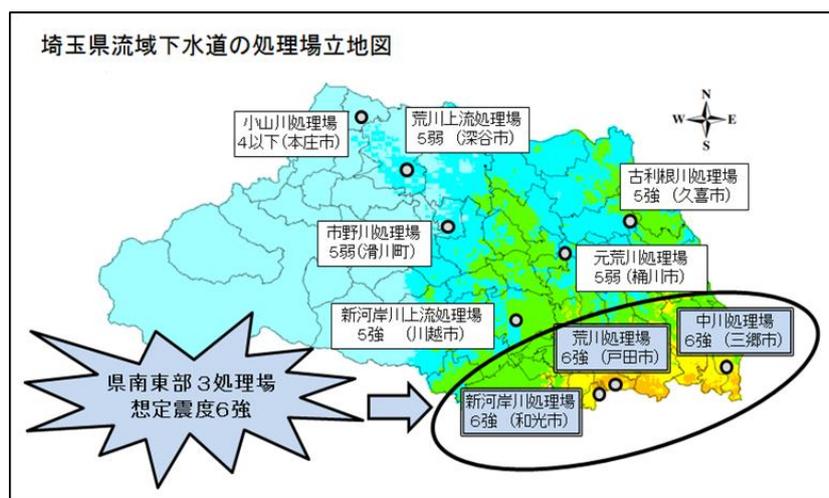
◆提案・要望

将来にわたり安定して下水道サービスが提供できるよう下水道施設の耐震化、老朽化対策を推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金について必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 下水道事業については、財政制度等審議会財政制度分科会において、受益者負担の観点から、国による支援は、未普及解消及び雨水対策へ重点化する方針が示された一方で、事業着手から50年以上が経過している本県の課題である耐震化、老朽化対策が含まれていない。
- ・ しかし、下水道施設は、県民の安心・安全の確保、東京湾等の広域的な水質保全に資する公共的役割を担っていることから、処理機能の維持・確保が不可欠な重要な社会インフラである。
- ・ 特に流域下水道は、複数の公共下水道からの下水を受け、それを排除及び処理する根幹的、広域的な下水道である。
- ・ 本県は首都圏に位置し、8つの流域下水道で下水道全体の9割の処理人口(約544万人)を担っており、大規模地震で流域下水道施設が被災した場合は県民生活や社会経済活動等に与える影響は甚大である。
- ・ 特に、今後30年以内の発生確率が70%以上といわれている東京湾北部地震では、震度6強と予想される県南東部地域に約490万人もの下水処理を担っている3つの処理場が立地しているため、重要施設の耐震化やバックアップ対策等が急がれる。
- ・ さらに、施設の老朽化も進行し、耐用年数が比較的短い機械・電気設備は既に本格的な更新期を迎えるとともに、管渠や土木・建築施設も徐々に更新期を迎えるため、ストックマネジメント計画による老朽化対策を着実に進めていく必要がある。

◆参考



○想定震度6強エリアの処理場

名称	場所	処理市町	下水処理人口	処理人口合計
荒川処理場	戸田市	5市	約191万人	約490万人
新河岸川処理場	和光市	13市町	約162万人	
中川処理場	三郷市	15市町	約136万人	

3 土地改良施設等の耐震化・長寿命化の推進

【農林水産省】

◆提案・要望

ため池や排水機場などの農業水利施設の他、農道橋、農業集落排水施設などの耐震化・長寿命化による防災減災機能の強化を推進するため、県が行う施設の計画的な更新や修繕に必要な以下の事業の財源を確保すること。

- ・ 農村地域防災減災事業
- ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金

◆本県の現状・課題等

- ・ 土地改良施設等は食糧生産に不可欠なインフラであるとともに、県土の防災・減災に重要な役割を果たしていることから、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮を図る必要がある。
- ・ 施設の多くは戦後の食糧増産の時代や高度経済成長期に整備され老朽化が進んでおり、突発事故の増加や施設機能の低下だけでなく、災害に対する安全率の低下も懸念されている。
- ・ 国は平成26年に「国土強靱化基本計画」、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、戦略的な保全管理の推進を求めており、県も積極的に対策を実施していく。
- ・ 本県では、地震時に損壊のリスクが高く人命やライフラインへの影響が大きい農道橋（21箇所）及び防災重点ため池（平成31年4月時点再選定中）については、早急に詳細調査を行うとともに、必要に応じて対策工事を実施する必要がある。
- ・ また、耐用年数が迫っている排水機場や農業集落排水施設についても、早急に長寿命化対策を行っていく必要があり、予算の確保が急務である。

◆参考



堤体の下流に住宅や鉄道が近接するため池（姿の池・横瀬町）



耐震補強を行った農道橋（鹿島橋・杉戸町）

4 学校施設の長寿命化を含む老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】

◆提案・要望

<公立学校施設>

- (1) 公立学校は、公教育を支える基本的施設としての機能の担保、バリアフリー化の推進、環境問題に対応するためのエコスクール化の推進など様々な課題を抱えている。これら様々な財政需要に対応できるよう、必要な財源を安定的に確保すること。
- (2) 老朽化対策の推進のため、各自治体が弾力的に事業を進められるよう、補助要件を緩和したり、補助事業費の下限額の引下げを行ったりするなど財政支援の拡充を図ること。
- (3) 小中学校だけでなく、高等学校も災害時においては地域住民の避難所となる。
国をあげて、防災・減災、国土強靱化を進める観点から、躯体の耐震化の推進や非構造部材の耐震対策、体育館等への空調設備の設置などの避難所機能の強化について、現在補助の対象外とされている高等学校も補助対象とするよう財政支援の拡充を図ること。
また、ブロック塀の安全対策に係る技術的支援も行うこと。
さらに、高等学校の空調設備に係る光熱水費についても、小中学校と同様に、普通交付税において経費を措置すること。
- (4) 児童生徒等の安全を確保するため、文部科学省の要請する専門的な点検を市町村が円滑に実施できるよう十分な財政支援措置を講じること。

<私立学校施設>

- (5) 私立学校に通う児童生徒等の安全を確保するため、私立学校施設の耐震化や防災機能の強化について、補助率の嵩上げや補助対象校（園）数の拡大を通じ、強力に推進すること。
- (6) 私立学校が各学校の実情により合った耐震改修等を行えるよう、補助金要綱の見直しを行うこと。
- (7) 非構造部材の耐震対策を促進するため、耐震点検のみの場合も補助対象とするよう要件を緩和すること。
- (8) 天井以外の非構造部材について詳細な手引きや技術的基準を国において作成し、的確に点検ができるようにすること。

◆本県の現状・課題等

<公立学校施設>

- ・ 令和元年度当初予算においては、臨時・特別の措置として防災・減災、国土強靱化関係予算が計上されていることもあり、総額としては1,600億円を超える予算を確保しているが、国土強靱化関係を除いた予算は667億円であり、前年度から減少している。
- ・ 本県の公立小中学校施設の大半は昭和44年度から昭和59年度の児童生徒急増期に建設されている。今後はこれらの施設が更新時期を迎えることとなり、長寿命化を含む老朽化対策の推進が課題である。

老朽対策のための補助事業としては、大規模改造（老朽）事業がある。この事業は外部改修と内部改修を同時に行うことが補助の要件とされている。

- 地震防災対策特別措置法や建築物の耐震改修の促進に関する法律において要件の定められた学校施設の構造体の耐震化は完了したが、その他の建物や天井、照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震化は、校舎等の耐震化を優先させたことなどから対策が遅れている。

また、今後は災害時の避難所機能の強化の観点から体育館等への空調設備の設置推進が予測される。

- 文部科学省は、児童生徒等の安全を確保するため、建築基準法に基づく法定点検の実施義務がない学校設置者に対しても、点検の実施義務がある場合と同様に、同法や関係告示を参考として有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう要請している。

<私立学校施設>

- 私立高等学校の平成30年4月1日現在の耐震化率は100%であり、平成29年度末に全ての高等学校の耐震化が完了した。一方、天井や照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震対策は、引き続き必要である。
- 私立幼稚園の平成30年4月1日現在の耐震化率は92.0%にとどまっており、園児の安全が確保されているとは言い難い。取組状況調査等によれば、耐震化が進まない最も大きな理由は必要な資金が確保できないことである。
- 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱では、園舎の中で園児等が日常的に使用しているにもかかわらず、壁や建具等により風雨を防ぐことができない場所については補助対象面積の対象外となっている。
- 今後も児童生徒等の大幅な増加が見込めない状況で、私立学校が内部留保を蓄積するのは難しい。特に、幼稚園については保育所との競合もあり、経営環境は極めて厳しく公的補助がなければ耐震化が進められない状況である。

◆参考

○公立学校施設整備費 当初予算の推移

平成29年度	690億円	
平成30年度	682億円	
令和元年度	667億円	941億円

※当初予算総額では1,600億を超える予算を確保しているが、そのほとんどが防災・減災、国土強靱化関係予算であり、耐震化・非構造部材の耐震対策・トイレ改修に限定した内容となっている。

○小中学校施設の状況（建築後経過年数【平成30年5月1日現在】）

	H30.5.1現在		建築後45年以上		建築後30年以上		建築後25年以上		建築後20年以上	
	棟数	面積	棟数	面積	棟数	面積	棟数	面積	棟数	面積
校舎	3,818	644万㎡	(27.0%)	(22.1%)	(85.9%)	(82.7%)	(90.6%)	(87.6%)	(92.8%)	(90.2%)
			1,032	142万㎡	3,278	532万㎡	3,461	564万㎡	3,545	581万㎡
体育館	1,247	124万㎡	(14.1%)	(12.9%)	(78.1%)	(72.4%)	(84.0%)	(80.0%)	(87.8%)	(84.7%)
			176	16万㎡	974	90万㎡	1,047	99万㎡	1,095	105万㎡
合計	5,065	768万㎡	(23.8%)	(20.6%)	(83.9%)	(81.0%)	(89.0%)	(86.4%)	(91.6%)	(89.3%)
			1,208	158万㎡	4,252	622万㎡	4,508	663万㎡	4,640	686万㎡

※9割を超える施設が、建築後20年以上を経過した建物である。

○私立学校施設の平成 30 年度の状況

学種等		補助率 Is値0.3未満	補助率 Is値0.3以上	補助申請 校(園)数	補助決定 校(園)数
高等学校等	耐震補強	1/2	1/3	1	1
	改築	1/3	1/3	0	0
幼稚園	耐震補強	1/2	1/3	0	0
	改築	1/3	1/3	7	5

5 学校施設（私立学校）におけるブロック塀等の安全対策の推進

【財務省、文部科学省】

◆提案・要望

- (1) 安全性に問題があるブロック塀等の安全対策を推進し、学校施設の防災機能の強化を図るため、十分な財源を確保するとともに、財政支援制度の充実を図ること。
- (2) 学校におけるブロック塀の安全対策が早期に完了するよう、十分な財源を確保すること。
- (3) ブロック塀等の安全点検、特に内部点検の方法の確立や基準の提示など、技術的支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 災害時における児童生徒の安全確保のため、学校施設におけるブロック塀等の撤去・再設置・改修を速やかに行う必要がある。
- ・ ブロック塀等の点検を正確に行うためには、内部の状況を把握する必要があるが、設計図書等により確認できないものも多い。しかし、全ての塀等についてブロックを取り外して点検を行うことは現実的ではない。

◆参考

○安全性に問題のあるブロック塀等を有する学校数（割合）

<私立学校>

安全性に問題のあるブロック塀等を有する学校数			全学校数に対する割合		
1	東京都	297校 / 1,324校	1	高知県	48.0%
2	大阪府	213校 / 940校	2	山口県	30.4%
3	兵庫県	174校 / 640校	〃	長崎県	30.4%
4	福岡県	128校 / 528校	∴	∴	∴
5	埼玉県	124校 / 651校	20	埼玉県	19.0%

※ 文部科学省「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果」（平成30年8月10日）を編集して引用

6 学校施設（私立幼稚園）における空調設備の整備推進

【財務省、文部科学省】

◆提案・要望

夏季における猛暑対策と災害時の避難所機能の強化策として、学校施設における空調設備の設置を推進するため、十分な財源を確保するとともに、財政支援制度の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 熱中症事故は全国的に課題となっているが、本県熊谷市では平成30年7月23日には、当時観測史上最高となる41.1℃が観測されたように、県内私立幼稚園において熱中症がいつ発生してもおかしくない状況である。
- ・ 県内私立幼稚園の保育室への空調設備の設置状況は96.8%であり、全ての保育室に空調設備が完備されていない状況である。
- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の補助対象は、空調整備を更新する場合であり、新たに設置する場合は補助対象外である。
- ・ 公立学校においては、平成30年度第1次補正予算で成立したブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金により支援がなされているが、私立学校への冷房設備の整備は当該交付金の対象外である。

◆参考

○学校環境衛生基準（平成30年4月1日改正）

教室等の望ましい温度の基準：17℃以上、28℃以下

○本県の私立学校等における空調設備の設置状況

幼稚園の保育室への空調設備の設置率 96.8%

（小学校、中学校、高等学校の普通教室への空調設備の設置率 100%）

○平成30年度私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費・空調関連）

（申請数1件、採択数0件）

7 地籍整備の推進

【法務省、国土交通省】

◆提案・要望

＜地籍調査事業に必要な財源の確保＞

- (1) 実施市町村に対し地籍調査事業補助金を適切に配分するために必要な財源を確保すること。
- (2) 特に調査の遅れている都市部及び山村地域において、市町村実施の足がかりとするため、国直轄の基本調査を実施すること。

＜登記所備付地図整備事業の拡充＞

- (3) 調査が遅れているD I D地区で実施される登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項地図）整備作業について、さらなる調査箇所数の増加や面積の拡大を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県における地籍調査の進捗率は32%で全国平均の52%を大きく下回っており、着手率については全国44位となっている。特に都市部の地図混乱地域の地籍調査は難度が高く、市町村による調査が遅れている。
- ・ そのため、地籍調査事業の推進に鋭意取り組んできており、平成28年度は2市村、令和元年度にはさらに2市町が着手及び再開し、18市町村で実施している。
- ・ 一方、令和元年度の国庫補助金については、要望額の概ね8割となっており、全額確保がされていない。
- ・ 地籍調査の推進のためには、未着手・休止市町の着手・再開が重要であるが、予算が確保されていない状況では市町に実施を促すことは難しい。
- ・ また、本県は首都直下地震の被害想定地域であることから、被災後の復旧・復興の迅速化のため、早急に事業を実施し土地境界の明確化を図ることが必要である。

◆参考

○地籍調査の進捗率（%）（平成30年3月末時点）

区 分		全 国	埼 玉 県
D I D（※）		25	23
非 D I D	宅 地	54	48
	農用地	74	43
	林 地	45	18
合 計		52	32

※ D I D (Densely Inhabited Districts) : 国勢調査において設定された「人口集中地区」

8 被災者生活再建支援法の支援対象の拡大

【内閣府】

◆提案・要望

- (1) 同一の自然災害において、住宅全壊世帯数の基準を満たす市町村は被災者生活再建支援法の適用対象となるが、基準を満たさない市町村は適用対象とならず被災者間に不均衡が生じている。一部地域が法の適用対象となるような自然災害が発生した場合において、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。
- (2) 床上浸水など全壊に至らなくても被災者の生活基盤に著しい支障を来す場合があるため、支給対象の拡大について検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成25年竜巻災害において、越谷市は住家全壊世帯数が基準を満たしていたため被災者生活再建支援法が適用されたが、隣接する松伏町は基準に満たず適用されなかった。このため、同一災害にもかかわらず不均衡が生じた。
- ・ また、平成29年台風21号で川越市やふじみ野市において床上浸水が多数発生し、生活基盤に著しい被害を受ける被災者が多数発生したが、大規模半壊以上の住家被害でないと被災者生活再建支援法が適用されないため、被災者の生活再建を支援することができなかった。

9 地震に関する調査研究の推進

【文部科学省】

◆提案・要望

- (1) 地方自治体が地震に関する調査研究の成果を防災対策に活用できるよう、国は、基礎的な調査研究をより一層推進し、綾瀬川断層の伊奈－川口区間や立川断層帯などの活断層の存否を早急に明らかにすること。
- (2) 活断層と評価したにもかかわらず地震発生確率が不明としている断層について発生確率を明らかにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 関東近郊は複雑な地殻構造をしているため、この地域の地震発生メカニズムの解明には、最新の地震観測システムによる観測や活断層の調査など、基礎的な調査研究が重要である。
- ・ 綾瀬川断層の伊奈－川口区間については、関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）により新たに活断層として認定されたが、地震調査研究推進本部で公表している事業報告（平成28年度の内陸及び沿岸海域の活断層調査）では、この区間の大部分は活断層ではないとされている。
- ・ 立川断層帯については、立川断層帯の重点的な調査観測（平成24～26年度）及び活断層の追加、補完調査（平成27年度）により、立川断層帯の一部について活断層ではないとの報告がされている。
- ・ 越生断層については、関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）により新たに活断層として認定されたが、詳細調査が実施されていないため、地震発生確率は不明である。

10 消防防災ヘリコプターの安全体制の強化に対する支援 【新規】

【消防庁】

◆提案・要望

消防防災ヘリコプターの安全対策を強化するため、救助活動時に求められる特殊な操縦技能向上を支援するシミュレーター訓練に要する経費について、地方交付税措置等を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- 平成22年7月に秩父の山中で救助活動中の防災ヘリコプターが墜落し、航空隊員を含む5人が亡くなる事故が発生した。また、平成29年3月には長野県で、平成30年8月には群馬県で防災ヘリコプターの墜落事故が発生しており、消防防災ヘリコプターの安全対策の強化は喫緊の課題である。
- また、近年全国的に災害が頻発しているため、緊急消防援助隊や広域航空消防応援による遠隔地への消防防災ヘリコプターの出動が増加しており、土地勘のない現場での活動が多くなっている。
- 本県では、離発着や悪天候時の飛行など、一般的なヘリコプターの動作を再現したシミュレーター訓練はすでに導入済みである。しかし、山岳遭難の救助など、消防防災ヘリコプターの任務遂行上求められる非常に高度専門的な操縦技術を磨くための訓練プログラムはこれまで存在しなかった。こうした中、近年、消防防災ヘリコプターの特殊な業務に対応したシミュレーターが新たに開発された。
- 安全対策強化のため、本県の防災ヘリコプターの操縦士に救助活動シミュレーターの訓練を受講させる必要がある。しかし、訓練に要する費用が高額であるため、操縦士全員への実施は困難である。
- 消防庁がとりまとめた「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書（平成30年3月）」では、「各運航団体においては、シミュレーターを活用した訓練に取り組む必要がある。国からの財政措置や、配備のあり方について、引き続き検討を進めていく必要がある。」としている。

◆参考

○救助活動シミュレーターの操縦訓練に要する経費
パイロット1人当たり約170万円

○本県の防災ヘリコプターの被災地出動実績

年度	県外での出動回数 A	Aのうち 緊急消防救助隊及び広域 航空消防応援に係る出動 回数	Aのうち 山岳救助に係る出動回数
平成26年度	23	11	3
平成27年度	44	1	4
平成28年度	13	5	5
平成29年度	38	11	8
平成30年度	49	11	14

11 消防団の装備に対する支援

【消防庁】

◆提案・要望

- (1) 消防団に配備するデジタル携帯用無線機について、消防団の装備の基準に見合った交付税措置等を市町村に対し行うこと。
- (2) メーカーに対するデジタル携帯用無線機の価格低廉化の要請や国レベルでの共同購入の枠組みづくりに取り組むこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 消防団の装備の基準第5条第1項では「消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機」（以下、デジタル携帯用無線機）を「班長以上の階級にある消防団員に配備すること」と規定している。
- ・ しかし、デジタル携帯用無線機は高額であり、県内市町村では、短期間で基準どおりに配備することが困難である。
- ・ 早期にデジタル携帯用無線機を配備するためには、交付税措置額の引上げなどの財政支援及び安価に購入できる仕組みの構築が必要である。

12 消防防災関係施設・設備の拡充

【消防庁】

◆提案・要望

- (1) 緊急消防援助隊の活動支援のため、ドローンが整備された消防本部への無線中継車の配備を促進すること。
- (2) 拠点機能形成車の主要な消防本部への配備を進め、遠隔地で応援活動する部隊に対する支援体制を強化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 無線中継車や拠点機能形成車といった特殊車両は、全国規模の大規模災害時での緊急消防援助隊としての出動が想定されており、消防本部単独での整備は困難である。
- ・ 大規模災害発生時には通信の途絶が想定される。現地指揮本部のほか、消防庁をはじめ、都道府県、市町村においてもドローンの映像情報を共有し、有効な活動方針を早急に打ち出すため、災害現場には、無線中継車による通信手段の確保が必要である。
- ・ 国有財産の無償使用制度によって、さいたま市消防局に緊急消防援助隊の活動支援のため、ドローン1機が貸与されているが、無線中継車は貸与されていない。
- ・ また、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時に緊急消防援助隊が応援出動する場合、消防の能力を十分活用するためには、部隊の生活全般を支援する役割を担う万全な後方支援体制が必要である。
- ・ 国有財産の無償使用制度によって、埼玉西部消防局に緊急消防援助隊の活動支援のため、拠点機能形成車1台が貸与されている。しかし、埼玉県大隊は全国でも大規模な部隊であり、十分な活動を展開するには、複数の拠点機能形成車が必要である。

13 国における移動式レンダリング装置（死亡家畜処理用装置）の配備

【農林水産省】

◆提案・要望

口蹄疫等の家畜伝染病発生に備え、移動式レンダリング装置（死亡家畜処理用装置）を国に複数配備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 家畜伝染病予防法により、口蹄疫等の家畜伝染病発生に備え、畜産農家は殺処分された家畜の埋却用地を自ら準備することが義務付けられている。
- ・ 埋却用地の確保に努める一方で、結果として埋却用地が不足したり、埋却溝の掘削が困難な場合には、代替手段として国が開発した移動式レンダリング装置を用いて、死体を破砕し、加熱により病原体を死滅させた後に焼却する方法が最善と考えられる。
特に豚コレラが発生した場合、本県では6割以上の豚が水田地帯で飼養されているため、埋却溝掘削時の湧水などにより防疫措置に遅れが生じ、疾病のまん延を招く恐れがある。
- ・ しかし、本装置の価格は約1億円であり、県独自で配備することは維持・管理を含めると財政的に大きな負担となるため極めて困難である。
- ・ また、埋却用地の不足や移動式レンダリング装置の購入に係る課題は、全国に共通するものである。

◆参考

- ・ 国の装置保管場所
動物検疫所中部空港支所名古屋出張所野跡検疫場（愛知県名古屋市港区野跡）

■ 治水・治山対策の推進

【国土交通省】

県担当課：下水道事業課

1 下水道雨水管きよ等整備に対する支援の強化

【国土交通省】

◆提案・要望

ゲリラ豪雨や集中豪雨から住民の生命と財産を守るため、市町村が行う公共下水道の雨水管きよ等整備に係る交付金の要望に対して必要な所要額を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年、各地で時間雨量50ミリメートルを超えるような集中豪雨の発生回数が増加傾向にあり、内水氾濫による浸水被害発生リスクが増大しており、県内においても毎年床上・床下浸水の被害が発生している。
- ・ 本県の公共下水道雨水管きよ等整備率（雨水管きよ等整備済面積／全体計画面積）は、平成29年度末で約28%と低く、早急な公共下水道の雨水管きよ等の整備が求められている。
- ・ 雨水管きよ等整備は公費が原則であり、各市町村の財政負担が厳しい状況にあるため単独費による整備は困難な状況である。

◆参考

○過去の浸水実績

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
床上浸水（棟）	271	104	898	403	478
床下浸水（棟）	1,542	198	4,108	1,734	714
合 計（棟）	1,813	302	5,006	2,137	1,192